

知的財産戦略本部御中

平成15年4月18日

意見書

本部員 久保利英明

本日開催の第二回知的財産戦略本部会合に、先約の講演のため出席致しかねます。つきましては今回発言をいたす所存であった事項につき本書面の提出をもって、意見の陳述とさせていただきます。

1. 司法制度改革推進本部知的財産訴訟検討会の検討状況と当本部の役割

司法制度改革推進本部には標記の検討会が設置されているが、その検討内容を見ると既存の裁判所や民事訴訟手続きを前提とした精密な論議が展開されている。しかしながら我が国の司法制度や訴訟手続きはデポジションを含む証拠開示制度も陪審制も知財専門裁判所も三倍賠償制度も何もない知財保護に大きく欠けた欠陥司法である。現状の制度を前提に詳細な論議を如何に展開したところで、強力な知的財産権保護の司法制度を構築することなど不可能としか考えられない。証拠開示手続きの論議をみても、非公開審理と憲法の論議に多くの時間が費やされているのがこの検討会の実情である。司法制度改革推進本部に対しても、改革審議会意見書の高い理想を離れて、官僚主導により現状肯定の上で、予算のかかるものは棚上げして、若干の法改正でお茶を濁そうとしているとの批判も強まっている。他の事項はさておくとしても、知財に関する司法制度は知的財産権国家戦略にとっては最重要課題なのだから、前記検討会の審議事項、審議方法について当本部から改革を求めるか、その検討事項に全くとらわれない、根幹から現行司法制度を改革するような骨太の提言を当本部は行うべきである。

2. 知財ロースクールの必要性と法科大学院設置認可手続きの問題点

前回の陳述において私が指摘した法科大学院の問題点について、法務大臣から法科大学院は現在創設の過程にあるのであるから、いろいろと注文をしてよりよいものとしてゆくことが出来るとの趣旨の御発言を頂いた。全く正当なご見解であり、法曹の養成に関わる者として真に心強く、お聞きしたところである。しかし、現実には文部科学省においては既に専門職大学院設置基準要綱を定め、法科大学院の基準も既存の大学院制度を前提にそれに準ずる形でほぼ確定しつつある。既存の大学法学部が国民や企業の要請に応えられる法曹を輩出できなかったことへの反省にたって創設される法科大学院であるのに、既存大学を設立母体とすることを当然視し、旧来の大学設置認可制度の延長上に位置づけることは矛盾そのものではないだろうか。しかも設置認可を左右する審議会のメンバーもその多くが法学部教授によって占められるという噂まである。それでは日本にかつて存在しなかったロースクールを創設するという司法改革審議会意見書の構想と相容れないものと言わざるを得ない。一方、米国のロースクールの中には文字通り知財ロースクールを標榜するものが多数存在するが、それらのロースクールでは特許法、商標法、著作権法などは当然

として、特許明細書作成、コンピュータ法、バイオテクノロジー法、エンターテインメント法等様々なクラスがあり、教授陣はいずれもベテランの知的財産弁護士や IT 産業の企業内弁護士が務めている。ゲストスピーカーや代理講師を同僚の著名弁護士や働き盛りの若手弁護士が務めることも良くあることであり、学生に現場の息吹を伝える役割を担っている。しかし、我が国の設置基準では法学既修者以外が入学する 3 年コースでは最高取得単位数 93 の内 54 単位が必修法律基本科目に当てられるため、知的財産権に割ける単位数はごく限定されてしまう。実務家教員の資格についても、論文や著作を重視する結果、現場で日夜弁護士業務に明け暮れている弁護士や弁理士は適格性を否定されかねない（杞憂に終わることを念じているが）。

本格的な知財ロースクールが多数、設立されなければ技術的素養に精通した知財法曹は大量に養成されないし、知財法曹のいないところに一審知財部の充実もあり得ない。鍛え上げられた知財裁判官がいなければ CAFC（連邦巡回区控訴裁判所）のような知財専門高等裁判所を創設することも出来ない。ナイナイ尽くしの知財戦略に終わってしまう。極言すれば、過剰規制の法科大学院設置認可制度は知財国家戦略の障害物である。当本部は、自由で多様性のある法科大学院の設立を可能とするよう提言すべきである。

3．音楽を含めたコンテンツ産業の振興

前回既にコンテンツのクリエイターに成果の配分を確保することの重要性を述べさせて頂いた。私の予言通り「千と千尋の神隠し」がアニメ部門でアカデミー賞を取ることが出来たが、クリエイター達がどのように報いられたのかはほとんど報道されなかった。先日、知的財産国家戦略フォーラムでの弘兼憲史氏の講演記録を読む機会があったが、コミック作家も雑誌の連載ではほとんど収益は上がりず単行本コミックスの売り上げによって、初めて利益を得ている実情であるという。ところが、ブックオフなどに代表される新古書店という形態の出現により新刊コミックスの売り上げがピーク時より 200 億円落ちてきているとのことだ。3000 軒を超えるマンガ喫茶や総合アミューズメント喫茶の急増もコミックスの売り上げを 1000 億円以上減少させている計算になるという。一部の公共図書館ではベストセラーを 50 冊から 100 冊購入して多数の公衆の閲覧に供する例もあるという。行政サービスと著作権保護の間に発生した難しい問題である。ブロードバンドやインターネット上のコンテンツ保護、DVD や音楽 CD の海賊版問題も含め、次回までにさらに検討の上、コンテンツ産業の振興策について意見を述べる所存である。

4．特許審査迅速化法の制定

戦後復興期に我が国の企業は、米欧からの導入技術をベースに改良技術の開発に精力を注入し、良質で廉価な工業製品の開発と生産に成功した。その結果、国際競争力を獲得し、高度成長を実現することが出来た。これは大量の特許出願とその反面としての審査の遅延をもたらした。この傾向は解消することなく、現在、未審査の特許出願は 50 万件にものぼり、特許の成立までの期間は、米欧より長く、先進国では、最も審査が遅いと言う残念な状況となっている。21 世紀に入り、国際的な技術開発競争は激化しており、特許出願を速やかに審査し、権利として確定することが国益上も必要である。このため、裁判迅速化法にならい、政府と民間の所要の措置を定めた「特許審査迅速化法」を制定すべきである。